
規 則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」を「基づき、条例の施行に関し」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第4条の見出し中「練習車」を「運転練習をする自動車」に改め、同条中「において運転練習に使用する自動車は、」を「を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第7項の規定により」に改め、「（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第6項の規定に基づき指定した自動車をいう。）」を削る。

第5条を次のように改める。

（使用料の還付額）

第5条 条例第4条ただし書の規定に基づき使用料を還付するときの当該還付する額は、運転練習をする自動車1台につき、使用することができなかつた時間10分当たり290円に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を290円に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、使用することができなかつた時間（当該時間が10分未満であるとき又は当該時間に10分未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を切り捨てて計算する。）に乘じて計算した額とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条、第3条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所			
自動車運転免許試験場使用許可申請書		自動車運転免許試験場使用券	
使用時間	分	(日付印を押す。)	使用時間
		(割印)	分
年	月	日	年
			月
			日
高知県知事 様		高知県知事	
申請者 住所			
氏名			

- 備考 1 この申請書及び使用券の色は、白色（使用時間10分間用）、黄色（使用時間20分間用）及び赤色（使用時間30分間用）に区分する。
- 2 は、会計年度ごとの通し番号とする。
- 3 点線は、切取り線とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則(抜粋)

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例(昭和44年高知県条例第38号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により高知県自動車運転免許試験場の技能試験を行う施設(以下「施設」という。)の使用の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(運転練習をする自動車の制限)

第4条 施設を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第24条第7項の規定により高知県公安委員会が指定した自動車

_____でなければならない。

(使用料の還付額)

第5条 条例第4条ただし書の規定に基づき使用料を還付するときの当該還付する額は、運転練習をする自動車1台につき、使用することができなかった時間10分当たり290円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を290円に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、使用することができなかった時間(当該時間が10分未満であるとき又は当該時間に10分未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例(昭和44年高知県条例第38号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により高知県自動車運転免許試験場の技能試験を行う施設(以下「施設」という。)の使用許可を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(練習車の制限)

第4条 施設において運転練習に使用する自動車は、高知県公安委員会が指定した自動車(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第24条第6項の規定に基づき指定した自動車をいう。)でなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付する場合の金額は、次に掲げるところにより計算して得た金額とする。

- (1) 大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車にあっては、施設を使用できなかった時間(当該時間が15分未満であるとき、又は当該時間を15分単位に計算した場合に15分未満の端数があるときは、当該15分未満の時間を切り捨て、又は当該端数を切り捨てて得た時間)15分につき450円の割合で計算して得た金額
- (2) 普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車にあっては、施設を使用できなかった時間(当該時間が10分未満であるとき、又は当

を切り捨てて計算する。)に乗じて計算した額とする。

別記様式(第2条、第3条関係)

自動車運転免許試験場使用許可申請書/使用券

[別紙参照]

該時間を10分単位に計算した場合に10分未満の端数があるときは、当該10分未満の時間を切り捨て、又は当該端数を切り捨てて得た時間)10分につき300円の割合で計算して得た金額

別記様式(第2条、第3条関係)

自動車運転免許試験場使用許可申請書

[別紙参照]